

〈外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)〔施策番号51〕〉

【外国人支援者のネットワーク】

地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者同士のネットワークを構築する。

## 外国人支援者同士のネットワーク(会議体)

ネットワークを新規に立ち上げる場合

### 連携・情報共有の場

オブザーバー  
(国・地方自治体等)

構成員による合議

運営ルール

- ・構成員の要件
- ・入会・退会の方法
- ・経費負担
- ・会合の開催頻度 等

構成員として参加

地方出入国在留管理局  
(受入環境調整担当官)

連携

地方自治体等

協力

ネットワーク参加の呼びかけ(要すれば)など

有志の支援団体等

構成員となる団体例  
公益社団/財団法人, 一般社団/  
財団法人, NPO法人等

## ネットワークの構築による成果

- 多様な支援団体間における情報共有・情報交換
- それぞれの支援団体に蓄積されている相談事例やノウハウの提供や活用（個別相談への対応方法や事業運営等に関する相互アドバイス）
- 支援団体間の協力体制の構築による効率的な支援（日本語教室の適時開催・交流イベントの開催等）